



議員政治倫理について審査請求だされる 代表質問4会派、一般質問11人。発言通告締め切られる

2月25日より3月定例会が開催され、新年度予算や条例等が審議されます。1日～3日は会派代表質問と一般質問がなされます。その発言通告が23日締め切られました。日本共産党米原市議団の代表質問に清水議員、一般質問に藤田議員が立ちます。また、日本共産党議員団では2件の意見書を提出しました。

日本共産党米原市議団として提出した
通告については次の通りです。

会派代表質問・清水議員

1日4番目(午後2時予定)

① 自衛隊募集を目的とした防衛省からの市への問い合わせについて

② 「軽減税率」の導入に伴う事業者への支援策について

③ 福井県高浜原発の再稼働について

④ 米原駅東口における市庁舎と宿場町構想の一体化による、まちのにぎわい展望について

⑤ 米原駅西口駅前広場の利用状況について

⑥ 旧米原小学校の払い下げについて

⑦ 工場等設置促進奨励金とサカタインクスの市内からの採用状況について

⑧ 人権総合センター、息郷地域総合センター、和ふれあいセンターの移管について

⑨ 住宅リフォーム助成事業について

⑩ 孤独死への対応と対策について

⑪ 防災情報伝達システムについて問う

⑫ 地域の公共交通のあり方について問う

共産党議員団が提出した 意見書2件

① 所得税法第56条の廃止を求める意見書

② 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書

なお、レーク伊吹農協から、TPP交渉に関する意見書提出を求める請願が、松宮議員を紹介議員として提出されています。

雑感

この議員政治倫理条例は、平成26年9月30日に議決されており、現在の任期の議員で作ったものです。また今回はこの条例の第4条「請負等に関する制限」の改正案が議会から提出しています。正直いって、この条例がこんな問題になったり、審査請求が出てくるとは想定していませんでした。市民の生活を真剣に考えなければならぬ新年度予算の時期になにかむなしの気になります。また創政クラブの会派代表質問で松崎議員が質問を行います。大丈夫？と思わざるを得ません。

議員政治倫理条例による審査請求

2月18日付で、米原市議会議員政治倫理条例第5条の基づく審査請求書が議長に出され受理されました。請求議員は5名です。疑義があるとされている議員は、松崎淳議員で内容は議員自身のブログ上の文言です。

今後は、条例に基づき、審査が行われることとなります。その条例の抜粋です。

(政治倫理基準)

3条 議員は、地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の規定および次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならぬ。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

(略)

(審査の請求)

5条 市民および議員は、議員が前2条の規定に反する疑いがあると認めるときは、市民にあつては選挙権を有する者の100人以上の連署をもって、議員にあつては議員3人以上かつ2会派以上の議員の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、これを証する資料を添えて、理由を明らかにした文書をもって行わなければならない。

(略)

(審査会の設置)

6条 議長は、前条の規定による審査の請求があつたときは、速やかに議会運営委員会に諮り、議会に米原市議会議員政治倫理審査会を設置し、当該事案についての審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査の請求を行った者の代表者および審査の請求の対象となつた議員に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

第7条 審査会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

- (1) 議員 3人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) 選挙権を有する者 3人